

広島県告示第五百七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和元年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道水呑手城線	福山市箕島町字飛地五八一六番一〇二地先から 福山市新涯町一丁目五一一番地先まで
県道福山鞆線	福山市光南町二丁目五一一番一地先から 福山市沖野上町四丁目六九四番一地先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日